

日本型直接支払の創設関係

(1) 総論

- 1 農地維持支払の対象面積を現行の農地・水保全管理支払より広げるとすれば、現行の米の直接支払交付金よりも「ばらまき」にならないか。
- 2 社会資本の保全管理に対する支払いが農地維持支払と資源向上支払の2つのメニューに分かれるのはなぜか。
- 3 畑作、園芸、果樹、畜産、酪農地帯において多面的機能支払に取り組むためには、どのような工夫が必要か。
- 4 多面的機能支払と中山間地域等直接支払を同一地区で取り組むことは可能か。
- 5 多面的機能支払と環境保全型農業直接支援を同一地区で取り組むことは可能か。
- 6 日本型直接支払の概算決定の概要いかん。
- 7 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案の概要いかん。日本型直接支払の取組は全て法案に盛り込まれているのか。

(2) 対象組織

- 8 多面的機能支払の活動組織は、どのような構成になるのか。

(3) 対象農用地

- 9 農地維持支払の対象農用地として、地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地はどのように定めるのか。

(4) 対象活動

- 10 地方公共団体が、多面的機能の維持・発揮を目的とする地域独自の活動を多面的機能支払の対象活動に追加することは可能か。
- 11 現行農地・水対策において、共同活動支援交付金の交付を受けずに向上活動支援交付金の施設の長寿命化のための活動に取り組んでいる組織は、新制度でも農地維持支払を受けずに資源向上支払の施設の長寿命化のための活動だけ行うことは可能か。

(5) 協定

1 2 現在、農地・水保全管理支払に取り組んでいる活動組織は、5年間の協定期間の途中年であるが、新制度移行時には、現協定の残期間で協定を締結することができるか。

(6) 交付ルート・交付先

1 3 農地維持支払及び資源向上支払について、交付基準は農地面積となるが、両支払は重なって交付される場合があるという理解で良いか。

1 4 農地維持支払及び資源向上支払の交付ルートはどうなるのか。

(7) 交付単価

1 5 多面的機能支払の支援単価の額の算定根拠いかん。

1 6 多面的機能支払を品目毎ではなく、地目別としたのはなぜか。

(8) 用途

1 7 多面的機能支払の交付を受けるのは活動組織か、又は、組織内の農業者個人なのか。配分は組織に任されるのか。

1 8 多面的機能支払は地域に支払われるものであって、農家手取りの増加にはならないのではないか。

1 9 農地維持支払を軽微な補修等に使用できないか。また、資源向上支払（共同活動）を基礎的保全活動に使用できないか。

2 0 農業団体等に、事務手続きを委託してもよいか。

(9) 事務手続

2 1 事務手続きは簡素化されるのか。

2 2 現行の農地・水保全管理支払に取り組む活動組織の新制度への移行はどのような手続きで行うのか。

- 23 農地維持支払と資源向上支払（共同活動）は、一体的に活動が行われることも多く、支出の区分が難しいが、区分して経理を行わなければならないのか。また、資源向上支払（長寿命化）に取り組む場合には、更に区分して経理を行う必要があるのか。
- 24 農地・水保全管理支払に取り組んでいる組織がそのまま多面的機能支払に取り組む場合、繰越は可能か。
- 25 新たに組織を立ち上げた場合、いつの活動から交付金による支援の対象になるのか。
- 26 多面的機能支払は、現行の農地・水保全管理支払（共同活動支援）と同様に、交付金の繰越を行うことは可能か。

（10）地方負担

- 27 地方財政措置など地方負担の軽減措置の内容いかん。

（11）推進交付金

- 28 推進交付金を正規職員の超勤や臨時雇用の賃金に充てることは可能か。

（12）交付金の返還

- 29 新制度移行に伴い、活動の取り止めや対象面積の減少が生じる場合には、交付金を返還しなければいけないのか。

(1) 総論

1 農地維持支払の対象面積を現行の農地・水保全管理支払より広げるとすれば、現行の米の直接支払交付金よりも「ばらまき」にならないか。

(答)

- 1 多面的機能支払交付金は、単に農家が作物を作れば交付を受けられるものではなく、地域の農業者等が、農地、水路、農道等を共同で管理する地域活動に対して交付するものです。
- 2 さらに、地域において、担い手に農地を集積して規模拡大しようとしても、担い手だけでは水路、農道等の管理がネックになって経営を発展することが困難であるといった問題がありますが、本交付金を通じて地域ぐるみでこうした問題に対処することにより、構造改革を後押しする効果を有するものと考えています。
- 3 したがって、「ばらまき」という指摘は当たらないものと考えています。

2 社会資本の保全管理に対する支払いが農地維持支払と資源向上支払の2つのメニューに分かれるのはなぜか。

(答)

- 1 多面的機能は、農村においてまとまりを持った農地が農地として維持されることにより発揮されるものです。これらのまとまりのある農地を適切に維持していくためには、個々の活動だけではなく、地域ぐるみでの保全活動が行われなければなりません。
- 2 今回、農地維持支払と資源向上支払を制度化しましたが、
 - ① 農地維持支払は、農業者等で構成される活動組織が行う、社会資本を含めた地域資源（農地、水路、農道等）を維持・保全する共同活動を支援し、多面的機能の維持を図るもの、
 - ② 資源向上支払は、地域住民を含む活動組織が行う、地域資源の質的向上を図る共同活動を支援し、多面的機能の増進に繋げるものです。
- 3 また、農業者が広く取り組めるように、農地維持支払は、農業者のみの活動組織が行う、農地法面の草刈りや水路の泥上げ、農道の路面維持等の農業生産を営むために不可欠な共同活動を支援するなど、農業者にとって取り組みやすい制度として創設したところではあります。
- 4 このように、両制度は、趣旨や活動主体、対象活動等が異なることからメニューを2つに分けたところではあります。

3 畑作、園芸、果樹、畜産、酪農地帯において多面的機能支払に取り組むためには、どのような工夫が必要か。

(答)

- 1 新たに創設した農地維持支払は、現行の農地・水保全管理支払と比較して、
 - ① 農業者のみの活動組織でも取り組めること（非農業者の参加を要件としない）、
 - ② 農業生産を営むために不可欠な基礎的な保全活動を支援すること（農村環境保全活動の実施を要件としない）等、畑作、園芸、果樹、畜産、酪農地帯といった、これまで農地・水保全管理支払をあまり活用していない地域においても取り組みやすい制度としています。
- 2 こうした地域においても、例えば農道や排水路の管理や鳥獣害防護柵の設置・管理といった活動は必要と考えており、多面的機能支払を活用し、地域の実情に応じた活動を進めていただけるものと考えています。

4 多面的機能支払と中山間地域等直接支払を同一地区で取り組むことは可能か。

(答)

- 1 同一地区で取り組むことは可能です。
- 2 この場合、多面的機能支払の活動計画書に位置付けられた農地、水路、農道等の保全に係る活動については、多面的機能支払により行っていただきたいと考えています。
- 3 中山間地域等直接支払の交付金については、協定に基づき個人へ配分することも可能ですが、共同活動に充てる場合には、多面的機能支払の交付金を充てた不足分へ充当するほか、多面的機能支払を充てた活動とは別の活動（農作業用機械の共同購入等）へ充当していただく必要があります。

5 多面的機能支払と環境保全型農業直接支援を同一地区で取り組むことは可能か。

(答)

同一地区で取り組むことは可能です。

多面的機能支払は、地域共同で行う、農地、水路、農道等の地域資源の保全・向上を図る活動を支援するものであり、一方、環境保全型農業直接支援は、環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援するものであり、両支払の目的や支援対象とするコストが異なります。

6 日本型直接支払の概算決定の概要いかん。

(答)

日本型直接支払の概算決定額は、794億円であり、その内訳としては、

- | | |
|-----------------|-------|
| ① 多面的機能支払交付金 | 483億円 |
| ・ 多面的機能支払交付金 | 453億円 |
| 〔 予算積算上の内訳 | |
| ・ 農地維持支払 | 260億円 |
| ・ 資源向上支払 | 193億円 |
| 〕 | |
| ・ 多面的機能支払推進交付金 | 30億円 |
| ② 中山間地域等直接支払交付金 | 285億円 |
| ③ 環境保全型農業直接支援対策 | 26億円 |
- を計上しています。

7 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案の概要いかん。日本型直接支払の取組は全て法案に盛り込まれているのか。

(答)

- 1 本法律案は、平成25年12月に取りまとめられた「農林水産業・地域の活力創造プラン」を踏まえ、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支援からなる日本型直接支払の取組を「多面的機能発揮促進事業」として法制化するものです。
- 2 法律案においては、
 - ① 法の基本理念
 - ② 基本指針の策定（大臣）、基本方針の策定（知事）、促進計画の作成（市町村）
 - ③ 農業者の組織する団体等による、多面的機能発揮促進事業に関する計画（事業計画）作成及び市町村による認定
 - ④ 市町村の認定を受けた事業計画に基づく取組に対する国、都道府県及び市町村の補助や農業振興地域の整備に関する法律等の特例措置について規定しています。

(2) 対象組織

8 多面的機能支払の活動組織はどのような構成になるのか。

(答)

- 1 農地維持支払は、農業者のみで構成される組織や現行の農地・水保全管理支払と同様、非農業者を含む組織も対象としています。
- 2 一方、資源向上支払（共同活動）は、現行の農地・水保全管理支払と同様、農業者等だけでなく非農業者（地域住民、団体）も含んだ組織を対象としています。
- 3 活動組織は、地域の共同活動を通じ、地域資源（農地、水路、農道等）の保全管理等を図ることを目的に設立する組織なので、自ずから一集落の区域以上といったまとまりのある広がり（集落単位、水系単位、ほ場整備事業実施区域単位等）を有することとなると想定していますが、地域の実情に応じてまとまりやすい形で組織を作っていただきたいと考えます。

支払名 / 活動組織の構成員	農業者	非農業者
農地維持支払	○	△
資源向上支払（共同活動）	○	○

(注) ○：必須、△：任意

(3) 対象農用地

9 農地維持支払の対象農用地として、地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地はどのように定めるのか。

(答)

1 農地維持支払において交付金の対象とする多面的機能の発揮の観点から必要と認める農振農用地区域内農用地以外のその他の農用地については、以下の農用地の考え方を参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて、都道府県が市町村と協議の上、定める基本方針において交付金の対象とする農用地の考え方を定めることとしています。

- ① 農地の有する緑地機能、環境機能に着目して適正な保全が図られる生産緑地法に基づく生産緑地
- ② 地方公共団体との契約、条例等により多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地
- ③ 水田の洪水貯留機能の向上による洪水被害防止等、多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

2 このような交付金の対象とする農用地の考え方にに基づき、各地域において、活動組織が市町村と協定を締結する際に、具体的な対象農用地を決めていただくこととなります。

(4) 対象活動

10 地方公共団体が、多面的機能の維持・発揮を目的とする地域独自の活動を多面的機能支払の対象活動に追加することは可能か。

(答)

現行の農地・水保全管理支払と同様に、都道府県知事が策定する基本方針において、国が定める活動方針の内容に加えて、地域の多様な実態を踏まえた取組が可能となるよう、取組内容の追加等を行うことができます。

1 1 現行農地・水対策において、共同活動支援交付金の交付を受けずに向上活動支援交付金の施設の長寿命化のための活動に取り組んでいる組織は、新制度でも農地維持支払を受けずに資源向上支払の施設の長寿命化のための活動だけ行うことは可能か。

(答)

農地維持支払の交付金を受けずに、それと同等以上の基礎的保全活動を行う活動組織に対しては、「施設の長寿命化のための活動」について、単独で交付金の交付を受けることも可能です。

(5) 協定

1 2 現在、農地・水保全管理支払に取り組んでいる活動組織は、5年間の協定期間の途中年であるが、新制度移行時には、現協定の残期間で協定を締結することができるか。

(答)

- 1 多面的機能支払の協定期間は、現行の農地・水保全管理支払に取り組む活動組織も含め、5年間とすることを基本としています。
- 2 ただし、現行の農地・水保全管理支払に取り組む活動組織が、新制度に移行する場合の協定期間については、経過措置として、新制度に移行する年度から従前の協定の残期間とすることができます。
- 3 なお、新制度への移行に伴い新たな活動の追加のみを行う場合については、当該追加する活動について市町村長の承認を得ることで、新制度における市町村長との協定の締結とみなすなど、事務手続きの簡素化を図っています。

(6) 交付ルート・交付先

1 3 農地維持支払及び資源向上支払について、交付基準は農地面積となるが、両支払は重なって交付される場合があるという理解でよいか。

(答)

農地維持支払は単独でも実施が可能ですが、資源向上支払は、原則として農地維持支払と併せて取り組むことが必要であり、資源向上支払に取り組むところでは両支払が交付されることとなります。

1 4 農地維持支払及び資源向上支払の交付ルートはどうなるのか。

(答)

- 1 平成26年度は、農地維持支払、資源向上支払の共同活動分と長寿命化分の全てを、国から地域協議会を通じて活動組織に交付するルートに一本化しています。
- 2 なお、本制度は、平成27年度からは、所要の法整備を行った上で法律に基づく措置として実施する予定であり、その際には、国から都道府県及び市町村を通じて活動組織に対して交付するルートに変更することとなる予定です。
- 3 その際には、地域協議会を、都道府県、市町村、活動組織等を支援する組織として位置付けるなど、本施策の円滑な推進が図られる仕組みを検討していきたいと考えています。

(7) 交付単価

1 5 多面的機能支払の支援単価の額の算定根拠いかん。

(答)

- 1 本年度、農地・水保全管理支払に取り組む活動組織について、全国から518地区を抽出し、その共同活動の活動実績（作業時間、人数、費用等）の整理・分析を行い、農地を維持するための基礎的保全活動（水路の草刈り・泥上げ、農道の草刈り等）の活動量の調査結果を基礎に、農地維持支払の支援単価を算定したところです。
- 2 具体的には、活動量が大きく異なる地目別（田、畑、草地）、地域別（府県、北海道）に活動量（活動時間）の実態に即して設定したところです。
また、国・地方・農業者等に利益が及ぶものであることから、現行の農地・水保全管理支払と同様に国・地方・農業者等が同等の役割を分担することとし（国：地方：農業者＝1：1：1）、国と地方を合わせた支援単価を設定したところです。
- 3 資源向上支払の支援単価については、現行の農地・水保全管理支払の支援水準から農地維持支払で支援する部分を除いた費用を基に設定したところです。

（地目別（田、畑、草地）及び地域別（府県、北海道）によって、単位面積当たりの水路や農道の延長（資源密度）が大きく異なり、活動量（活動時間）に差が生じています。

16 多面的機能支払を品目毎ではなく、地目別としたのはなぜか。

(答)

- 1 多面的機能支払は、地域の農業者等が共同で取り組む地域活動のコストに着目して支援を行う制度であり、作物毎の生産振興対策ではなく、また、適切に保全管理された農地を支払対象としていること等から、品目別ではなく地目別に単価設定したところです。
- 2 なお、水田、畑（樹園地含む）、草地では、資源密度（単位面積当たりの農道、水路等の延長）や基礎的保全活動の活動量（活動時間）がそれぞれ大きく異なることから、これら3つの地目に区分して単価を設定しています。

(8) 使途

17 多面的機能支払の交付を受けるのは活動組織か、又は、組織内の農業者個人なのか。配分は組織に任されるのか。

(答)

多面的機能支払は、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動のコストに着目して支援を行う制度であり、交付金は活動組織に対して交付し、活動計画書に記載された活動であれば、交付金の用途は極力地域の自主性に委ねることとしています。したがって、地域の自主的な判断により、共同活動に必要な資材の購入等の用途に充てるほか、個人が出役した場合に日当を支払うことも可能です。

18 多面的機能支払は地域に支払われるものであって、農家手取りの増加にはならないのではないか。

(答)

多面的機能支払は、活動組織に対して交付金を支払うものですが、地域で自主的に使われることを通じて、

- ① 集落における共同活動へ充当することによる農家負担の軽減や、
 - ② 共同活動に参加した農家に日当として支払うこと
- 等を通じ、農家の実質的な手取りの向上につながるものと考えています。

19 農地維持支払を軽微な補修等に使用できないか。また、資源向上支払（共同活動）を基礎的保全活動に使用できないか。

（答）

- 1 農地維持支払については、その必須活動の実施を前提に、資源向上支払（共同活動）の対象活動に充当できます。
- 2 また、資源向上支払についても同様に、その必須活動の実施を前提に、農地維持支払の対象活動に充当できます。

20 農業団体等に、事務手続きを委託してもよいか。

（答）

現行の農地・水保全管理支払と同様に、活動組織が行う多面的機能支払に係る事務については、JA、土地改良区、農業生産法人等の団体や、地方公共団体・農業団体の職員OB等の活動組織以外の当該事務処理を適切に行える者に委託することができます。

（9）事務手続

21 事務手続きは簡素化されるのか。

（答）

多面的機能支払については、

- ・ 現行の農地・水保全管理支払で2ルートあった交付ルートを一本化し、交付金の交付に係る手続き、書類の簡素化を図る、
 - ・ 集落で作成頂く書類のひな型を示したり、該当項目をチェックする様式とする、
 - ・ 農地維持支払における農地、水路等の基礎的保全活動の実施状況の確認を、市町村の現地見回りによる確認を基本とし、組織からの提出書類及び市町村の確認事務を簡素化する
- 等、できる限り事務手続きの簡素化を図っています。

2 2 現行の農地・水保全管理支払に取り組む活動組織の新制度への移行はどのような手続きで行うのか。

(答)

現行の農地・水保全管理支払に取り組む活動組織が、多面的機能支払に円滑に移行できるよう、新制度への移行に伴う新たな活動の追加のみを行う場合については、当該追加する活動に係る手続きをもって、新制度における市町村との協定の締結とみなすなど、事務手続きの簡素化を図っています。

2 3 農地維持支払と資源向上支払（共同活動）は、一体的に活動が行われることも多く、支出の区分が難しいが、区分して経理を行わなければならないのか。また、資源向上支払（長寿命化）に取り組む場合には、更に区分して経理を行う必要があるのか。

(答)

- 1 農地維持支払と資源向上支払（共同活動）に合わせて取り組む場合には、両支払の経理を一つのものとして行うことができます。
- 2 一方、両支払に加えて、資源向上支払（長寿命化）に取り組む場合には、当該支払については、施設の補修、更新等に伴う財産処分等を行う必要があることから、区分して経理を行うこととなります。

2 4 農地・水保全管理支払に取り組んでいる組織がそのまま多面的機能支払に取り組む場合、繰越を行うことは可能か。

(答)

現行の農地・水保全管理支払に取り組む活動組織が多面的機能支払に移行する際に、計画的な活動の実施に支障が生じないように、多面的機能支払に移行する前年度末の活動組織における農地・水保全管理支払の交付金残額については、翌年度に繰越して多面的機能支払の活動に使用できます。

25 新たに組織を立ち上げた場合、いつの活動から交付金による支援の対象になるのか。

(答)

- 1 活動組織が年度途中で交付申請を行った場合でも、交付決定前に実施していた活動も対象となるよう、交付年度の4月1日以降に実施した共同活動を支援の対象としています。
- 2 ただし、交付決定前の活動の実施状況についても、活動記録や領収書等を残しておいていただくことが必要になります。

26 多面的機能支払は、現行の農地・水保全管理支払（共同活動支援）と同様に、交付金の繰越を行うことは可能か。

(答)

- 1 活動組織が活動期間内に計画的な活動ができるよう、多面的機能支払においても活動組織内での交付金の繰越が可能です。
- 2 活動組織は、活動計画書に定める活動期間終了年度末に残額が生じたときは、当該残額を事業実施主体に返還することになります。
- 3 ただし、活動期間終了年度の翌年度に新たに広域協定の認定を受けるか、又は協定を締結し農地維持活動を継続する組織は、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな広域協定又は協定に基づく多面的機能支払交付金の経理に含め、活用することができます。

(10) 地方負担

27 地方財政措置など地方負担の軽減措置の内容いかん。

(答)

- 1 農林水産省としては、地方負担に対して十分な地方財政措置が講じられるよう、総務省に対して要請してきたところであり、今般、普通交付税と特別交付税を組み合わせ、現行の農地・水保全管理支払と同水準の交付税措置が講じられることとなったところです。
- 2 措置の内容としては、
 - ① 多面的機能支払に係る地方公共団体の負担について、普通交付税により6割を算定し、
 - ② その残余について、特別交付税により市町村については6割、都道府県については4割を措置するというものとなっています。
- 3 さらに、地方の事務負担に配慮して、事務費（推進交付金）についても30億円を計上しており、今年度の農地・水保全管理支払の10億円から大幅に増額したところです。

事務費は、制度の普及・啓発、基本方針策定、交付・申請事務、活動組織等に対する指導・助言、実施状況の確認等、現行の農地・水保全管理支払で行って頂いている事務に要する経費の他、制度の普及・啓発や、現地指導等を行う者を非常勤職員等として雇用するための経費等も見込んでいます。

(11) 推進交付金

28 推進交付金を正規職員の超勤や臨時雇用の賃金に充てることは可能か。

(答)

推進交付金においては、本支払に係る事務に要する賃金として、正規職員の超過勤務手当や、臨時的に雇用した者に支払う実働に応じた対価が交付対象となります。また、推進事業の一部を外部に委託する場合の委託費も交付対象となります。

(12) 交付金の返還

29 新制度移行に伴い、活動の取り止めや対象面積の減少が生じる場合には、交付金を返還しなければいけないのか。

(答)

- 1 現行の農地・水保全管理支払の活動組織において、新制度移行に伴い、活動を取り止めたり対象面積が減少した場合には、現行制度の仕組みに基づき、原則、交付金を遡及返還していただくことになります。
- 2 なお、新たな制度は、現行の農地・水保全管理支払に比べて支援水準を拡充したものであり、経過措置として、現行の農地・水保全管理支払の要綱に基づき採択承認を得ている活動を平成26年度末まで実施できますので、その間に地域内の話し合いを進めていただき、新たな制度への移行を図っていただきたいと思います。